

富山市教育委員会 9 月定例会 資料

富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する 基本的な考え方の諮問について

[教育総務課]

(1) 趣旨

富山市立小・中学校における教育環境の充実に向けて、適正規模・適正配置に関する基本方針を策定するため、富山市通学区域審議会条例第2条の規定により、次のとおり富山市通学区域審議会の意見を求めるもの。

(2) 諮問事項

富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方について

- ① 望ましい学校規模（学級数及び学級人数）
- ② 望ましい通学距離と通学時間
- ③ 適正化を検討する学校規模（基準）
- ④ 適正化を進める上で考慮すべきこと

(3) 諮問理由

少子化の進行に伴い、富山市の児童生徒数は、昭和60年から令和2年にかけての35年間で約47%減少しており、今後も減少傾向が続くと見込まれている。また、本市では、市立小・中学校のうち半数以上の約58%の学校が、学校教育法施行規則で定める標準規模を下回る小規模校となっている。

富山市教育委員会としては、児童生徒が多様な考えに触れ、切磋琢磨できるよう、一定規模の集団が確保された教育環境が望ましいと考える。そのような教育環境の充実に向けて、令和2年度に富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を策定し、学校規模の適正化に取り組んでいきたいと考えている。

今回、基本方針を策定するため、①望ましい学校規模（学級数及び学級人数）、②望ましい通学距離と通学時間、③適正化を検討する学校規模（基準）、④適正化を進める上で考慮すべきこと の4項目について、意見を求める。

(4) 今後の予定

日 時	予 定
10月12日(月)	第1回通学区域審議会（諮問）
～	通学区域審議会による審議
11月上旬	通学区域審議会（答申）
11月下旬	「富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」策定

「富山市立小・中学校の再編に関する市民アンケート調査」の結果概要について

[教育総務課]

1 実施概要

「富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を作成する上での参考とするため、無作為抽出による市民アンケート調査を実施したものを。

調査対象	市内に現住する満 18 歳以上 80 歳未満の男性・女性から無作為抽出によって選出した 5,000 人の市民
調査方法	郵送により、アンケート調査票を配布・回収
調査期間	令和 2 年 8 月 5 日～8 月 24 日
配布数及び回収数	配布数 5,000 通 回収数 2,211 通 (回収率 44.2%)

2 結果の概要

別紙「富山市立小・中学校の再編に関する市民アンケート調査 調査結果(概要版)」参照

■小・中学校の学級規模について

- ・ 「問 2-4 小学校では、1 学年あたりどの程度の学級数が適切と思いますか。」
→80.8%が「2～3 学級」と回答
- ・ 「問 2-5 中学校では、1 学年あたりどの程度の学級数が適切と思いますか。」
→66.6%が「4～6 学級」、26.1%が「2～3 学級」と回答

■望ましい通学時間・通学方法について

- ・ 「問 3-1 小学生の片道の通学時間はどのくらいまでが許容範囲だと思いますか。」
→65.2%が「30 分以内」、24.1%が「15 分以内」と回答
- ・ 「問 3-3 中学生の片道の通学時間はどのくらいまでが許容範囲だと思いますか。」
→58.3%が「30 分以内」、26.1%が「45 分以内」と回答

■小・中学校の再編について

- ・ 「問 4-1 将来の子どもたちが学びやすい学校規模とするために、富山市の小・中学校の再編はどのようにしていくことが望ましいと思いますか。」
→59.4%が「今の学校配置が望ましいが、学校再編を進めるのはやむをえない」、20.7%が「市全体を対象とした計画を立て、積極的に学校再編を進めるべき」、17.7%が「今後、さらに児童生徒数が減少しても今の学校配置が望ましい」と回答

3 結果の公表

富山市ホームページの「市立小・中学校の適正規模・適正配置の取り組みについて」の中で、市民アンケートの結果について公表する。

富山市立小・中学校の再編に関する市民アンケート調査 調査結果（概要版）

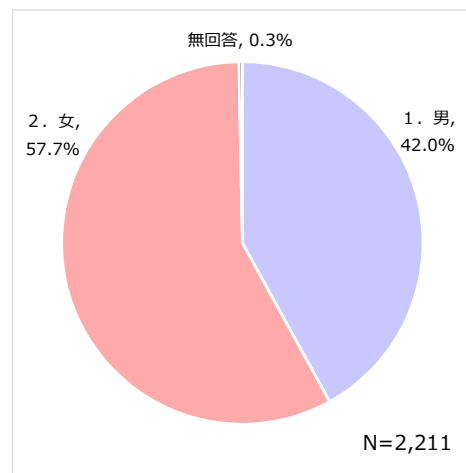
I. 調査の概要

実施主体	富山市教育委員会
調査対象	市内に現住する満 18 歳以上 80 歳未満の男性・女性から無作為抽出によって選出した 5,000 人の市民
調査方法	郵送により、アンケート調査票を配布・回収
調査期間	令和 2 年 8 月 5 日～8 月 24 日
配布数及び回収数	配布数 5,000 通 回収数 2,211 通（回収率 44.2%）

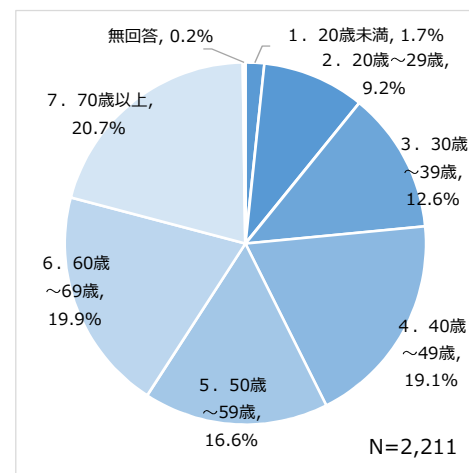
II. 集計結果

問 1 あなた自身のことについてお聞きます。

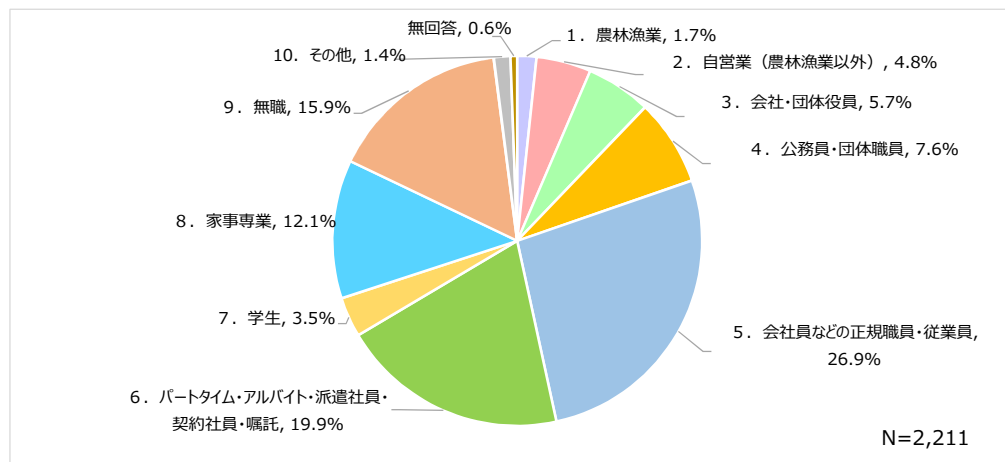
問 1 - 1 あなたの性別について教えてください。
(1つに○)



問 1 - 2 あなたの年齢について教えてください。
(1つに○)

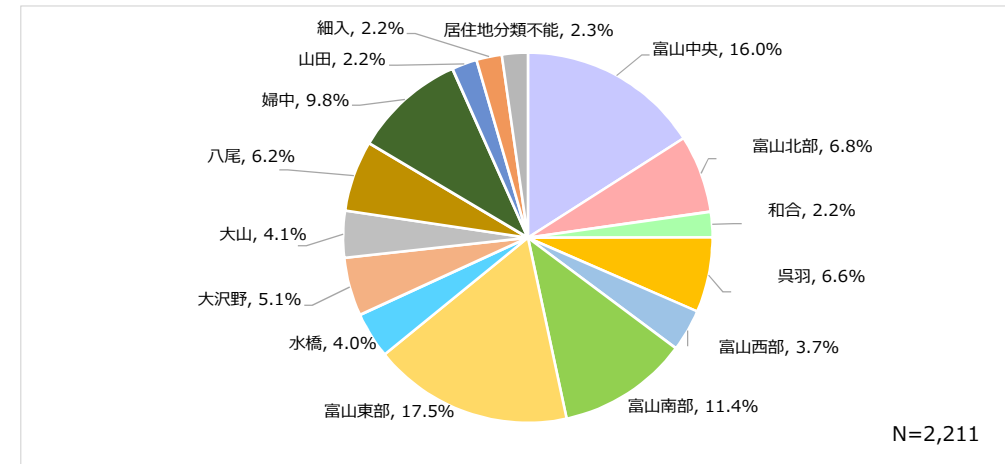


問 1 - 3 あなたの職業について教えてください。(1つに○)

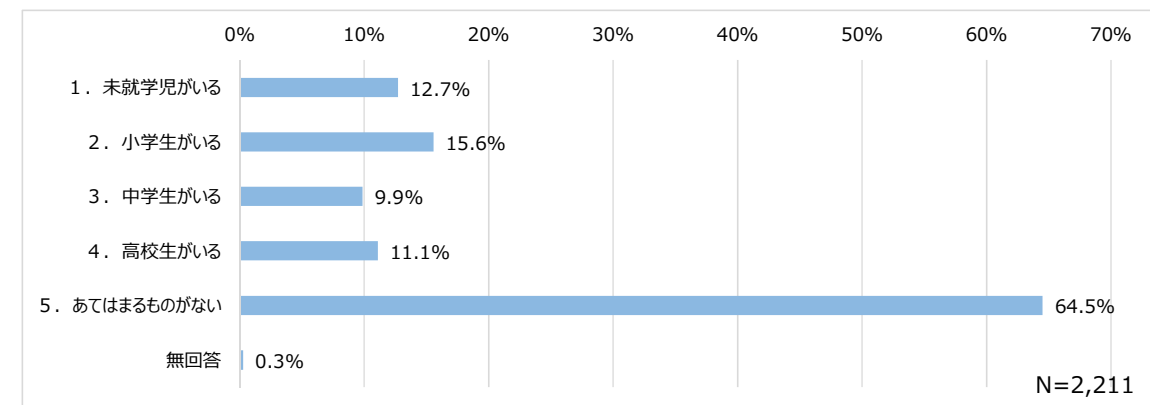


問 1 - 4 あなたのご自宅の郵便番号又は町丁名を教えてください。

■地域生活圏(14ブロック)別に集計



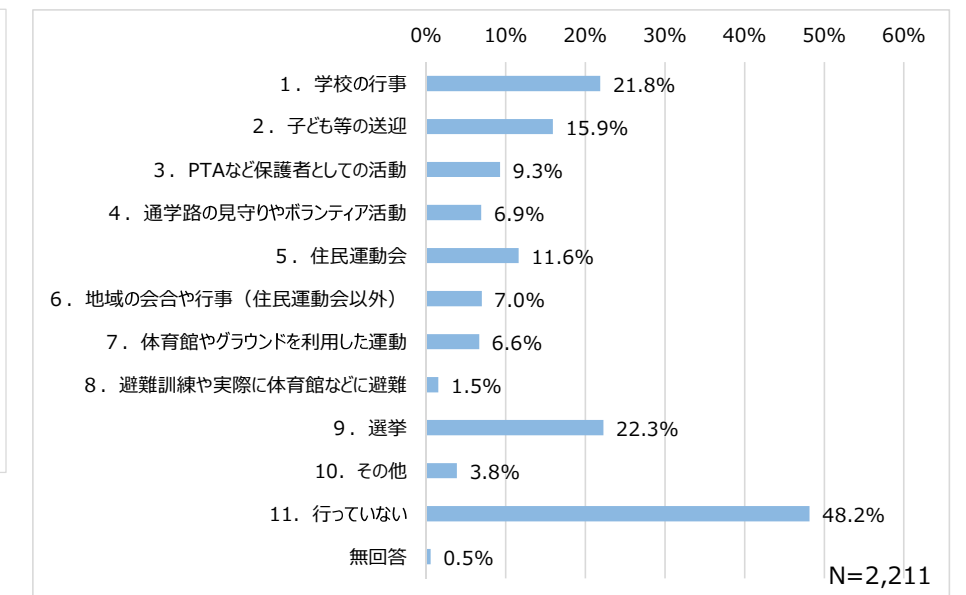
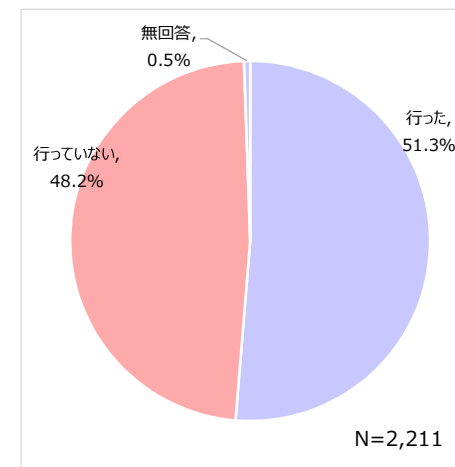
問 1 - 5 あなたの同居するご家族について教えてください。(あてはまるものすべてに○)



問 1 - 6 この 1 年間に、あなたの校区の小学校や中学校へどのような目的で行きましたか。(あてはまるものすべてに○)

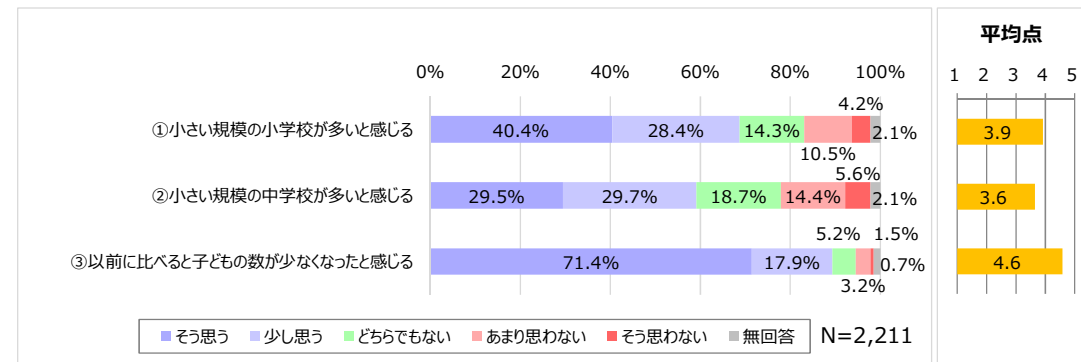
■直近 1 年以内に居住地の校区の 小・中学校へ行った目的

小・中学校へ行ったか



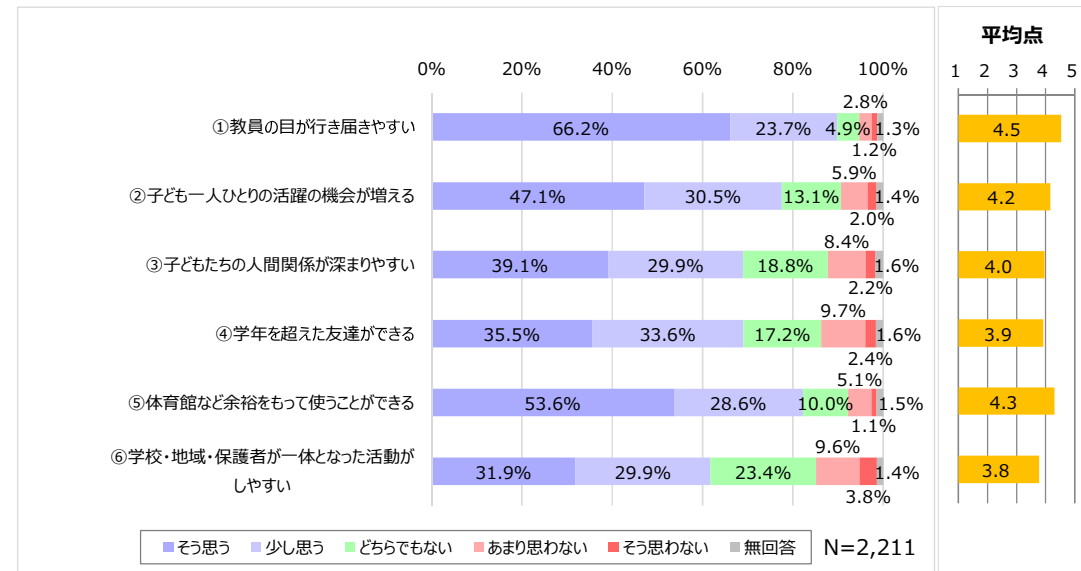
問2 小・中学校の学校規模についてお聞きます。

問2-1 富山市内の今の学校数や学校規模について、①～③の項目ごとに、あなたの考えに近い選択肢を選んでください。(1つに○)

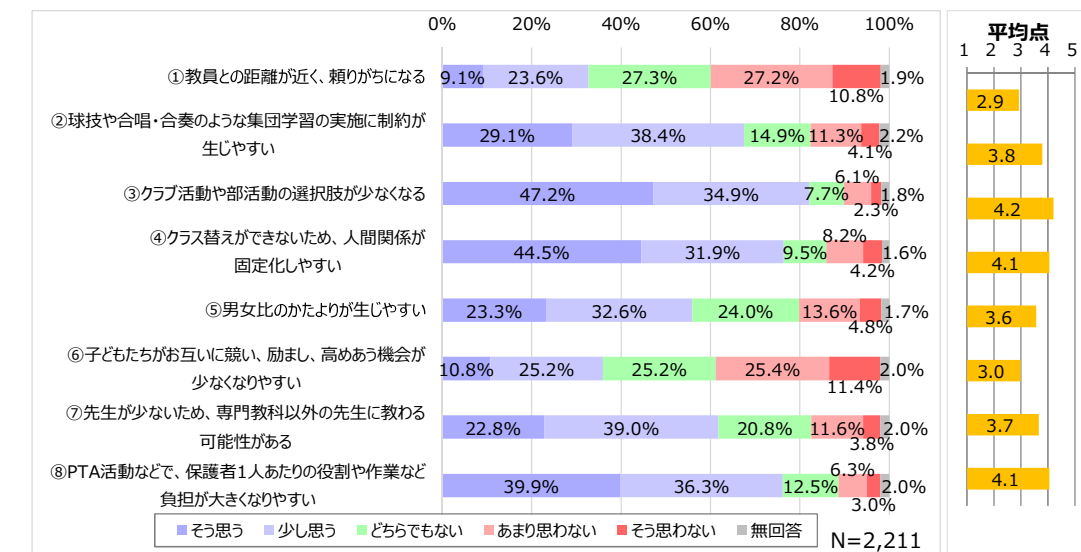


※平均点：回答を点数化（そう思う=5、少し思う=4、どちらでもない=3、あまり思わない=2、そう思わない=1）し、加重平均点を算出。
(以下同じ)

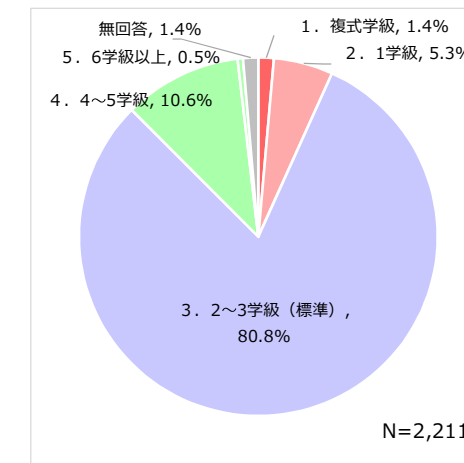
問2-2 小規模校の良さについて、①～⑥の項目ごとに、あなたの考えに近い選択肢を選んでください。(1つに○)



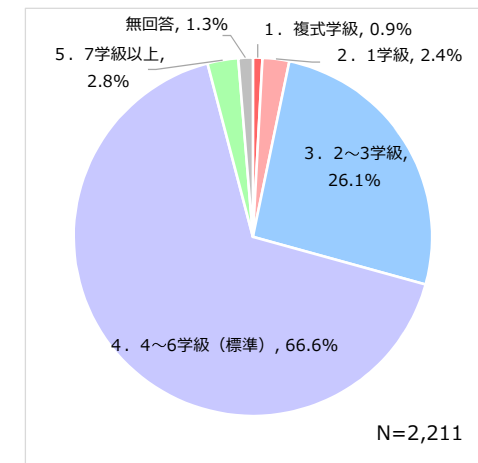
問2-3 小規模校の課題について、①～⑧の項目ごとに、あなたの考えに近い選択肢を選んでください。(1つに○)



問2-4 小学校では、1学年あたりどの程度の学級数が適切だと思いますか。(1つに○)

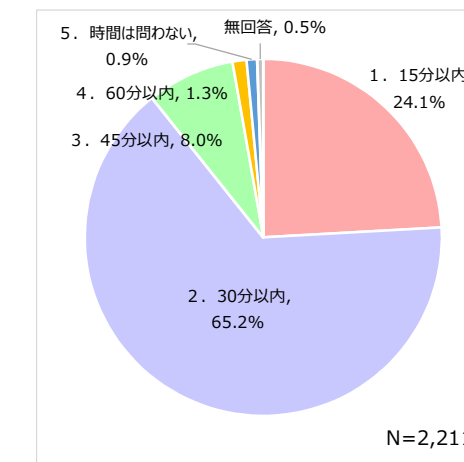


問2-5 中学校では、1学年あたりどの程度の学級数が適切だと思いますか。(1つに○)

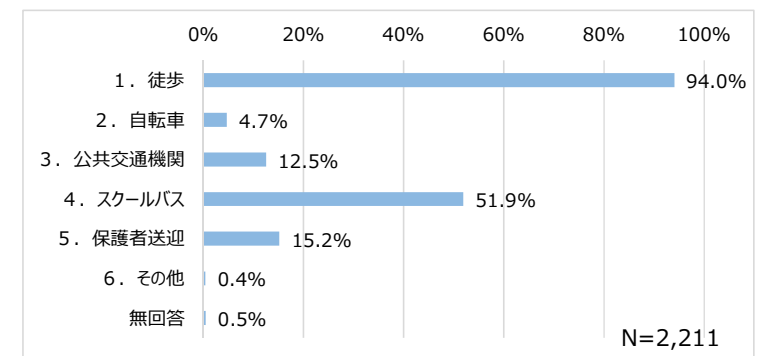


問3 小・中学生にとって望ましい通学時間と通学方法についてお聞きます。

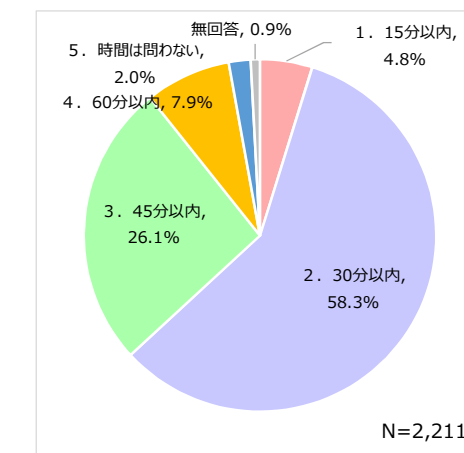
問3-1 小学生の片道の通学時間はどのくらいまでが許容範囲だと思いますか。(1つに○)



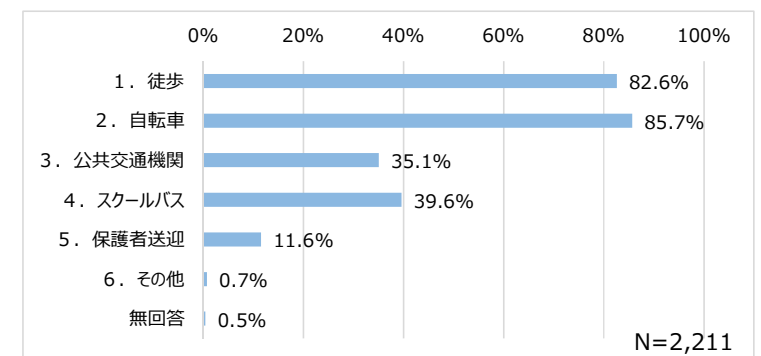
問3-2 小学生の通学方法として、どのような方法が望ましいと思いますか。(望ましいと思うものすべてに○)



問3-3 中学生の片道の通学時間はどのくらいまでが許容範囲だと思いますか。(1つに○)

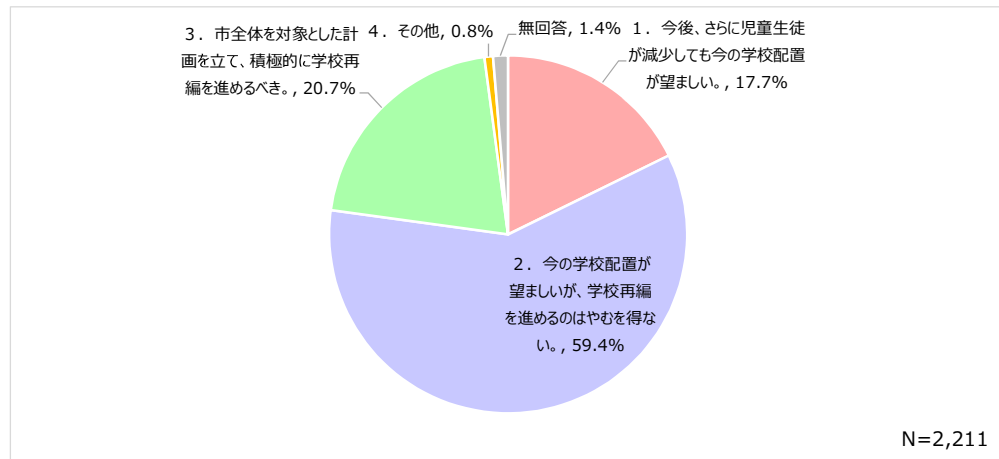


問3-4 中学生の通学方法として、どのような方法が望ましいと思いますか。(望ましいと思うものすべてに○)



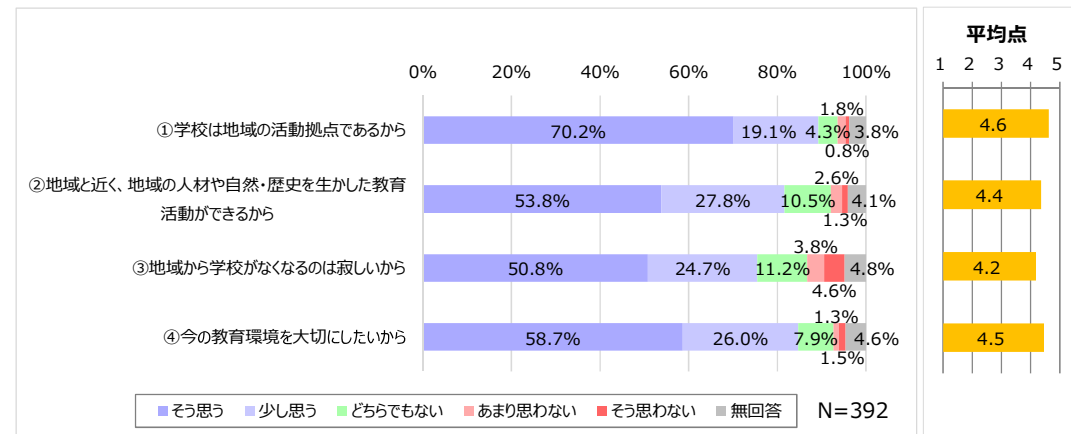
問4 小・中学校の再編についてお聞きします。

問4-1 将来の子どもたちが学びやすい学校規模とするために、富山市の小・中学校の再編はどのようにしていくことが望ましいと思いますか。(1つに○)



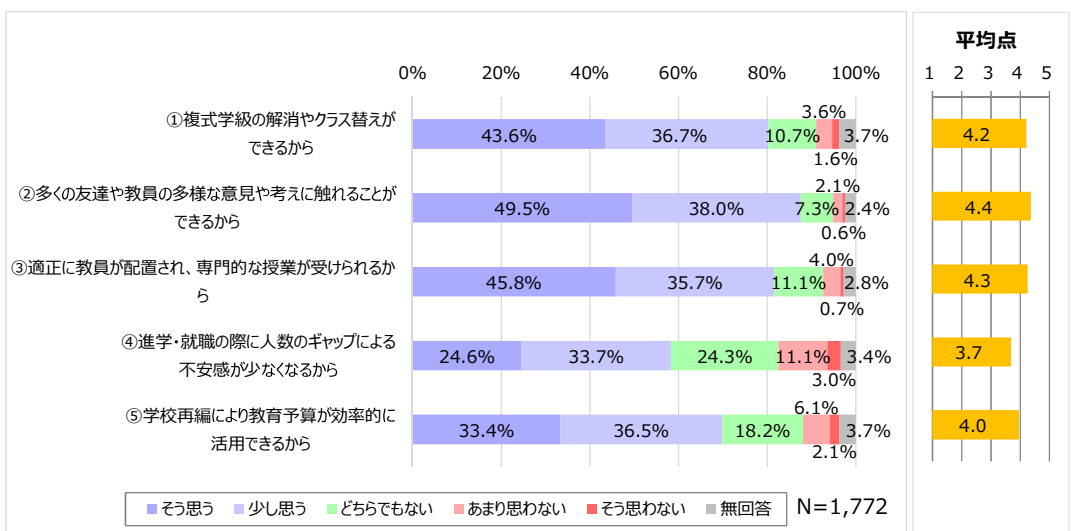
(次の問は、問4-1で、「1」を選択した方にお聞きします。)

問4-2 問4-1で、「1」の「今後、さらに児童生徒が減少しても今の学校配置が望ましい。」を選択した理由として、①～④の項目ごとに、あなたの考えに近い選択肢を選んでください。(1つに○)



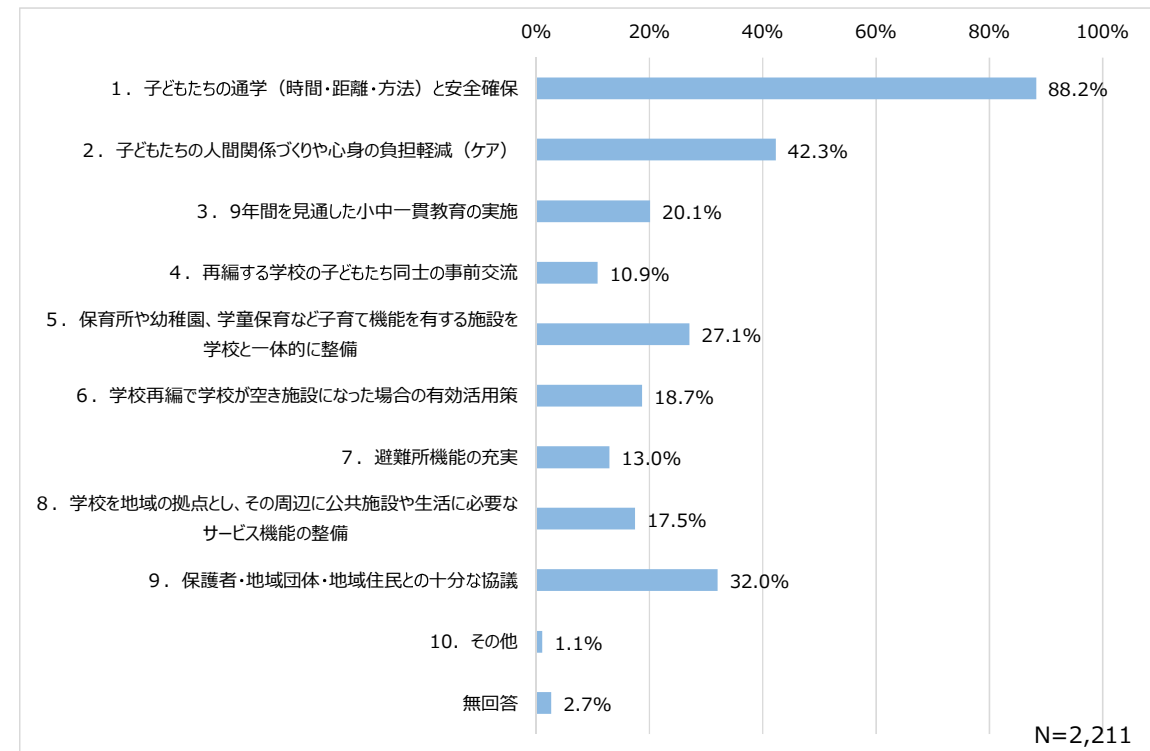
(次の問は、問4-1で、「2」または「3」を選択した方にお聞きします。)

問4-3 問4-1で、「2」の「今の学校配置が望ましいが、学校再編を進めるのはやむを得ない。」、または「3」の「市全体を対象とした計画を立て、積極的に学校再編を進めるべき。」を選択した理由として、①～⑤の項目ごとに、あなたの考えに近い選択肢を選んでください。(1つに○)



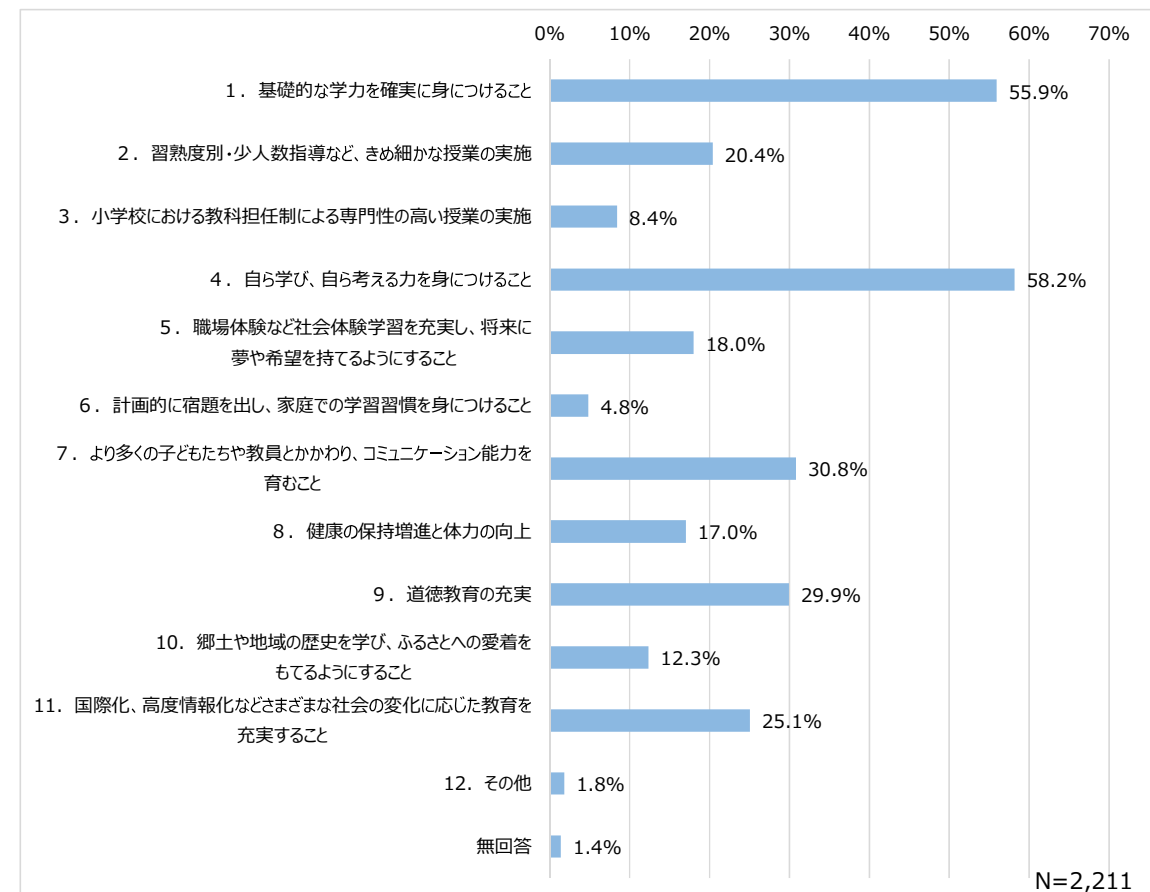
(次の問は、すべての方にお聞きします。)

問4-4 学校再編を進めるには、どのような点に配慮すべきと思われますか。(最大3つまで○)



問5 今後の学校教育についてお聞きします。

今後、学校再編を進めるにあたって、学校教育で特に力を入れてほしいこと、これから取り組んでほしいことを教えてください。(最大3つまで○)



義務教育学校の設置等に関する要望書の提出について

[教育総務課]

1 概要

9月2日（水）に水橋地区自治振興会から、9月3日（木）に細入地域・下夕地区の各団体からそれぞれ、要望書の提出があったもの。

2 要望の概要

(1) 水橋地区

① 要望日

- ・令和2年9月2日（水）

② 要望者

- ・富山市水橋地区自治振興会

③ 要望の概要

- ・水橋地区の5小学校と2中学校を統合し、義務教育学校の早期設置を要望するもの。

(2) 細入地域・大沢野下夕地区

① 要望日

- ・令和2年9月3日（木）

② 要望者

- ・神通峡地域教育振興会
- ・神通碧小学校PTA
- ・榆原中学校PTA
- ・榆中・猪中同窓会
- ・細入自治会連合会
- ・下夕北部地区自治振興会
- ・下夕南部地区自治振興会

③ 要望の概要

- ・現在の神通碧小学校と榆原中学校が併設する形を生かして、義務教育学校の設立を要望するもの。

富山市教育委員会
教育長 宮口 克志 様

要 望 書

要望事項：水橋地区の小学校・中学校を統合し、
「義務教育学校」を早期に設置すること

富山市水橋地区自治振興会

水橋地区の小学校・中学校を統合し、 「義務教育学校」を早期に設置すること

日頃から水橋地区の教育の振興、発展に深いご理解とご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

昨今、少子化の進行が大きな社会問題として報道されています。

水橋地区も例外ではなく、現在、中学校では部活動において、単独でのチーム編成が困難な状況となっており、さらに今後は小学校でも何校かが複式学級になると予想されています。

在籍している児童・生徒はもちろんのこと、これから入学してくる子どもたちの充実した教育環境を維持するためにも、水橋地区自治振興会においては、現在、水橋地区内にある五つの小学校と二つの中学校を統合し、富山市として初となる小中一貫教育のモデルとして「義務教育学校を創設する」との方向性が確認されました。

つきましては、市当局よりそれに伴う計画等を早期にご提案・ご指導をいただきながら、地域住民とともに考え、地域住民の意見を受け止めていただき、水橋地区そして富山市の将来を担う子供たちのため、水橋地区内において義務教育学校を早期に設置していただきますよう要望いたします。

令和2年9月2日

富山市水橋地区自治振興会・水橋東部自治振興会

会 長 堀 田 宏

水橋中部自治振興会

会 長 高 柳 賢 司

水橋西部自治振興会

会 長 花 井 秋 男

三郷自治振興会

会 長 釣 谷 祐 一

上条自治振興会

会 長 鹿 熊 兼 一

紹介議員

富山市議会議員 押 田 大 祐

義務教育学校設立に関する

要 望 書

神通峡地域教育振興会
神通碧小学校 P T A
榆原中学校 P T A
榆中・猪中同窓会
細入自治会連合会
下夕北部地区自治振興会
下夕南部地区自治振興会

令和2年9月3日

富山市教育委員会
教育長 宮口 克志 様

神通峡地域教育振興会
会 長 江 尻 裕 亮

神通碧小学校PTA
会 長 田 中 睦

楡原中学校PTA
会 長 吉 野 正 道

楡中・猪中同窓会
会 長 佐 藤 幹 司

細入自治会連合会
会 長 江 尻 裕 亮

下夕北部地区自治振興会
会 長 野 崎 一 幸

下夕南部地区自治振興会
会 長 坂 下 外 治

義務教育学校設立に関する要望書

日頃から、細入地域・大沢野下夕地域の学校教育活動及び自治会活動に対し、ご尽力を賜り誠にありがとうございます。

当地域では平成15年の猪谷小学校と楡原小学校の統合を経て、現在は「神通碧小学校」と「楡原中学校」が併設する形で、この地域唯一の小・中学校として、小規模校ながら小中併設校の良さを生かした、素晴らしい教育的効果が得られていると考えております。

しかしながら、少子化に伴う児童生徒数の減少によって、市教育委員会では学校の適正規模や再編統合の進め方のアンケートを行い、今年度中には学校統廃合の基本方針を策定するとの報道等がなされています。

仮に、当地域の学校が廃校となってしまうと、地域の児童・生徒は、現在の様な

きめ細かな指導が受けられないばかりか、大沢野地域などの学校へ遠距離通学を強いられることとなります。

近年、全国的には過疎地域の教育が見直され、子供を小規模校で育てたいという理由で、都市から過疎地へ移住する例が増えつつあります。当地域においても、ここで子供を育てたいという移住者が見られるようになるなど、地域の活力維持に明るい兆しも出ていますが、学校がなくなることによって、移住者にとっての魅力が失われ、地域の衰退が一気に加速することにも繋がりがねません。

一方、文部科学省は、法改正により平成28年度から、質の高い教育を行うことを目的に、9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」の設置を可能としました。これにより全国や県内でもこの義務教育学校設立の動きが広がっており、高岡市、氷見市では今年度に各1校が開校し、南砺市でも来年度から1校が開校となり、その他にも今後、県内で数校の設置が予定されています。これらは、多くの教育的効果に期待すると共に、小学校と中学校を統合させることにより地域に学校を残し、小規模校ではあるものの、児童・生徒を遠距離通学させることなく、地元の学校に通うことができるようにするものと理解しております。

また、義務教育学校については、小1～中3までの一貫した指導や、教科担任制など、児童・生徒にとっての様々なメリットがあることから、小規模校においても十分にその効果を得られる学校形態であると考えています。

これらのことから、今般、PTAをはじめとする地域の関係団体において、小学校・中学校どうしの学校統合ではなく、当地域における義務教育学校の設立をもって、地域に学校を残していただきたいとの思いが一致したところであります。

つきましては、現在の「神通碧小学校」と「楡原中学校」が併設する形をそのまま生かし、当地域における義務教育学校の設立について要望をいたしますので、特に、下記に掲げる点を十分に考慮いただき、格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 義務教育学校はメリットが多く（小1～中3までの一貫した指導、自由度の高いカリキュラムの設定、教科担任制、小中の乗り入れ授業、ICT教育・英語科など独自教科の新設、中一ギャップの解消など）、児童・生徒にとっての魅力ある学校づくりにつながるため、ぜひ、当地域において、富山市初の義務教育学校を創設していただきたい。
- 2 義務教育学校を創設し、現在の神通碧小学校、楡原中学校における素晴らしい教育（小規模校の良さを生かしたきめ細かな指導、小中併設校の良さを生かした教育、自然豊かな環境を生かした教育など）を継続していただきたい。
- 3 通学に要する負担が大きくなるため、学校統合を行わないでいただきたい。
【細入・下夕地域は南北に約14Kmと長く、仮に大沢野地域の学校に統合された場合、当地域の最も南部にある東猪谷地区から大沢野小学校へは、直線で片道約16Km、同じく大沢野中学校へは約18Kmもあり、バスの送迎があったとしても、多数の乗降箇所を要する時間を含めると、片道1時間程度の時間がかかる。（現在、同地区から神通碧小学校まで片道で40分近い時間を要している。）

まして往復となると、1日約2時間、32kmの距離を、小学校低学年の児童に強いることは非常に厳しい状況と考えている。さらに、豪雪地帯であることから、冬季間は行程が長くなればなるほど、スクールバスの定時性が悪くなり、児童・生徒や保護者の負担増が懸念される。】

- 4 神通碧小学校、楡原中学校は小中併設校であることから、義務教育学校となるための施設整備費がほとんど必要なく、これまでも小中合同で授業、運動会、研修などを行い、現時点で既に義務教育学校設立の準備段階とも言える活動をしており、真の小中一貫校となる「義務教育学校」を設立いただきたい。
- 5 神通碧小学校、楡原中学校は、細入地域・大沢野下タ地域唯一の学校です。万が一この学校が消滅する事態になれば、このことを契機として、さらなる人口の流出が懸念され、ひいては生活環境の悪化や耕作放棄地の拡大など地域の活力が著しく衰退する可能性があり、中山間地の多面的機能についても、維持・保全できなくなる集落が発生する可能性があります。これらの地域的な背景からも義務教育学校として学校を存続していただきたい。
- 6 これまで長い期間に渡り、この細入・下タ地区の小・中学校には、地域が隣接する岐阜県飛騨市の「谷・中山地区」の児童生徒が通学しており、地域どうしの各般にわたる繋がりもあります。当地域の学校が廃校となれば、谷・中山地区からの通学が難しくなると考えられることから、義務教育学校として学校を存続していただきたい。
- 7 平成27年1月の文部科学省発行の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」には、「地理的要因や地域事情による小規模校の存続」や、「小規模校を存続させる場合の教育の充実」等の記載があります。このことから、今後、富山市教育委員会で策定される学校統合の基本方針には、「特例として、PTAや地域住民からの要望があった場合には、地域事情等を十分に考慮し、義務教育学校の創設なども含め、学校の存続を可能とする」旨の記載を加えていただきたい。
- 8 義務教育学校は、自由度の高いカリキュラムの設定や教科担任制など、様々な特色ある教育活動を実践できると見込まれます。このことから、義務教育学校を創設し、併せて、区域外就学の受け入れることのできる「小規模特任校」の認定校としていただきたい。
- 9 小中併設校である神通碧小学校、楡原中学校ともにユネスコスクール認定校（富山県内：小学校11校・中学校1校）となっています。「誰一人取り残さない」と誓ったSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献するために、文部科学省はユネスコスクールをESD（持続可能な開発のための教育）推進拠点として位置付けており、両校では「環境」や「防災」、「平和」などの観点から、全校でESD活動を推進しており、富山市のSDGs推進に協力しています。この貴重な活動を学校の統廃合で終わらせることなく、義務教育学校に移行し、活動を継続できるようにしていただきたい。

以上

～ 私たちはこの要望書の趣旨に賛同いたします。 ～

早稲田大学名誉教授 宮 口 侗 迪 (総務省過疎問題懇談会座長)

元富山県議会議長 坂 田 光 文

富山市PTA連絡協議会会長 古 川 尊 久

富山市PTA連絡協議会副会長 松 井 弘 行

元細入村長 野 尻 昭 一

元大沢野町助役 新 畑 彬

元細入村教育長 圓 山 達 行 (神通峡地域教育振興会理事)

元大沢野町教育長 坂 卷 龍 雄

元富山県教育委員 水 上 庄 子 (神通峡地域教育振興会理事)

元神通碧小学校長 林 真 務 (神通峡地域教育振興会理事)

元八尾高校教頭 赤 座 久 明 (神通峡地域教育振興会理事)

令和2年9月市議会定例会 一般質問の概要

- 1 会 期 令和2年9月4日（金）～28日（月）
- 2 概 要 4日間の一般質問において、11人の議員から質問があった。
質問者、答弁の概要は次のとおり。

(1) 市全体の学校再編について

①自由民主党 押田 大祐 議員（9月9日）

(問) これまでの経緯を踏まえた、新たな学校再編について市長の見解を問う。

学校と地域（地区センター、自治振興会等）をまちづくりの観点からどのように考えるか、市長の見解を問う。

＜教育総務課：市長答弁＞

(答) 教育行政については、本来、教育委員会の専権事項であるが、公立の小・中学校は地方公共団体が設置するとされており、その代表者として、過去には、中心市街地における7小学校の統合についても、教育委員会任せにせず、市長としての立場から全体を統括して、取り組んでまいりましたので、若干の個人的見解も交えてお答えをする。

全国的に児童生徒数が減少しているなか、文部科学省が求めている小・中学校の標準規模を維持するということが大変困難な地域がたくさん生まれており、本市においても小・中学校全体で、半数を上回る約58%の学校が標準規模を下回っていることから、今後これらの学校をどのようにしていくかが、まさに喫緊の課題であると考えている。

学校の標準規模に関し、小・中学校の一学級あたりの児童生徒の数や教員配置数の標準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で定められており、また、小・中学校の学級数の標準は学校教育法施行規則で定められている。

こうした根拠に基づき教員が配置されることから、小規模な中学校、例えば、1学年に1学級や2学級の中学校では、3学年でも3学級もしくは6学級しかなく、この規模の学校に専門的知識をもつ9教科10科目すべての教員を配置できないため、教員が専門外の教科を担当しなければならない状況となっている。

また、1学級に10人程しかいない場合にはクラス替えができないほか、実際に授業を進めるうえでも、音楽や体育、宿泊学習など、集団活動や行事に制約が生じることになる。

もとより、小・中学校は単に知識や技能を習得させるためだけではなく、社会的自立の基礎や国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としていることから、そうした教育を十分に行うためにも、児童生徒が多様な考えに触れ、切磋琢磨できるよう、一定規模の集団が確保されていることが必要である。

このように考えると、小学校においては、1学年2学級という最低ラインの実現に向けて、保護者を含めた多くの市民の理解を形成していくことが個人的には、望ましいと考えている。

このため、市教育委員会では、昨年度から市内13地区の説明会や、広報とやまにおいてこのような状況にあるということを市民の皆様へ説明しているところだが、なるべ

く早く地域の皆様の理解を得て、標準規模になるよう、市内の学校の配置をどうするかという議論を進めていくことが大切である。

県内では、魚津市において12校あった小学校を4校へと統合を進められていることが先進事例となっている。本市には65校と大変多くの小学校があるが、半数以上が小規模校となっており、子どもたちの教育環境を考えれば、これらの学校を再編することは、避けては通れないと認識している。

今後、教育委員会では、通学区域審議会等において様々なご意見を伺いながら、学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を策定すると聞いているので、これを基にさらに学校再編を加速させる必要があると考えている。

また、財政面から申しますと、学校の建設や維持管理など学校運営に関する経費を学校規模で比較すると、児童生徒一人当たりにより要する年間コストは、小学校の場合、標準規模校で約23万円、これに対し11学級以下の小規模校で約50万円と、倍以上(2.17倍)の開きがあり、さらに中学校で比較すると、標準規模校で約17万円、これに対し11学級以下の小規模校で約40万円とこちらも倍以上(2.35倍)の差となっている。

さらに、近年は、学校の耐震化工事や普通教室へのエアコンの設置、トイレの洋式化、児童生徒1人1台の学習用コンピュータの配備など、教育環境の充実を目的とした事業を行ってきたが、財政状況が厳しさを増す中、これまでのように、小・中学校に多くの予算をかけ続けることには、おのずと限界があり、学校規模の適正化・適正配置による再編を通じて財政的にも持続可能な形にしていくことは、一般の納税者からも理解を得られるのではないかと考えている。

次に、学校と地域との関係について申し上げる。

小・中学校、特に小学校は地域との結びつきが強く、学校の運営に対して、自治振興会やPTAの皆様から長年にわたり、ご協力、ご支援をいただいている。

また、住民運動会や体育館の開放など、地域コミュニティの活動の場、特に災害時には避難所としての役割も果たしていると認識している。

学校再編により、こうしたコミュニティの衰退を心配されるお気持ちも十分理解できるが、ここは、原点に立ち返り、本来の学校のあるべき姿を考えたときに、厳しい財政状況のなかでも、質の高い教育環境を提供するため、学校再編を決断すべき時期に来ていると考えている。

過去には、中心市街地の総曲輪、愛宕、八人町、安野屋の4地区や、星井町、五番町、清水町の3地区の皆さんが、侃々諤々議論され、芝園小学校と中央小学校がそれぞれ統合・新設された。これらの旧小学校区においては、学校がなくなった後も、地域コミュニティは機能しており、これを支援するための地区センター等の出先機関はできる限り維持してまいりたいと考えている。

地域の歴史や文化、生活への影響が全くないとは申せないが、児童生徒の教育環境を充実させていくことと、健全で持続可能な都市経営を行うことを両立させるためには、全市的に学校の適正規模、適正配置に向けた再編をしっかりと進めていくことが必要であると考えている。

これまで小・中学校の統廃合は、当該学校の所在する地区といった限定的な範囲で受け止められてきたが、今、大切なことは、20年後、30年後を見据え、将来市民のためにも学校の統廃合は避けて通れないという共通理解を市民全体に広げ、着実に学校再編

の取り組みを進めていくことであり、こうした考え方は、どなたが市長となられようと同様に受け止められるものと認識している。

(問) これまでの経緯を踏まえた、新たな学校再編について、当局の見解を問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 本市では昨年度、市全体の児童生徒数が、今後も当分の間、減少していく状況や、11学級以下の小規模な小・中学校の教育上の課題等について、広報とやまへの記事掲載や、市内13ブロック毎に開催されるPTAも交えた自治振興連絡協議会の会議等の場で、情報提供を行ってきた。

その中でいただいたご意見としては、「地域にとって学校は、重要な存在であるので存続してほしい」というご意見がある一方、「小中一貫校を検討してもよいのでは」とのご意見や、「中学校においては、子どもが、成長に伴い多様な考え方に触れ、互いに切磋琢磨する機会が大切になるので、統合は止むを得ないのではないか」といったご意見があったところである。

今年度は、広報とやま8月5日号での情報提供に併せて、市民5,000人に学校再編に関するアンケート調査を実施しており、その結果も踏まえながら、本市における学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を富山市通学区域審議会へ諮問し、策定することとしている。

この基本方針では主に、望ましい学校規模、学級人数、通学距離や通学時間など、本市が学校再編を検討する上での、学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方を定めてまいりたいと考えている。

今後は、この基本方針に基づき、具体的な再編計画を策定していくこととなるが、その際には地域や保護者の皆様、そして通学区域審議会の意見を踏まえるとともに、本市の他の政策との整合を図りながら、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいりたいと考えている。

(問) 水橋地区での統合校建設を積極的に検討するよう要望するが、水橋地区のまちづくりの観点から市長の見解を問う。

＜教育総務課：市長答弁＞

(答) 先日、9月2日に、水橋地区の5校区の皆様から、統合校建設の要望をお受けした。要望の内容については、5つの小学校と2つの中学校を統合し、小中一貫校のひとつである義務教育学校の設置を希望されるものであり、これが実現すれば本市では過去に例のない学校統合になると認識している。

今般の要望書の提出は、水橋地区のそれぞれの校区の皆様が、将来の子どもたちのことを真剣に考えて統合したいという結論を導きだされたものである。このことに対し、深く敬意を表すとともに、私としてもこの統合が成功裏に終わるよう、しっかりと役割を果たしてまいりたいと考えている。

また、この水橋地区は、これまでの北前船や水橋売薬といった古くからの歴史や、水橋漁港を活かした水橋フィッシャリーナ、さらには交通の要となるあいの風とやま鉄道水橋駅といった様々な資源があり、特に水橋駅周辺は、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりにおける地域生活拠点の一つとなっている。

今回の学校統合にあたっては、水橋地域全体を俯瞰して、学校用地の確保を検討するとともに、教育的に魅力ある地域づくりに加え、公共交通の空白地域の解消に向けた交通網の整備など、持続可能な水橋地区のネクストステージに向けた新たなまちづくりについて、教育委員会と連携しながら、積極的に検討してまいりたいと考えている。

(問) 水橋地区からの要望書をどのように受け止め、どのような学校づくりを目指すのか教育長の思いを問う。

市から義務教育学校を目指したいとの考えが示されたが、義務教育学校設置のメリット、デメリットについて、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 水橋地区の方々が人口減少への歯止めにと果敢に取り組み、今後も未来ある子どもたちのためにも力強く発展していこうという熱い思いの詰まった義務教育学校設置のご要望に、市長同様、敬意を表すとともに、水橋地区にふさわしい創意ある学校となるよう努めてまいりたいと、気持ちを新たにしたところである。

ご要望の義務教育学校については、学校教育制度の多様化及び弾力化を進めるため、平成27年の学校教育法の改正により、設置が可能となったものであり、小学校課程から中学校課程までの義務教育9年間の普通教育を一貫して行う学校である。義務教育学校は一人の校長のもとで、教職員組織が置かれ、所属する教員は、小学校、中学校、両方の免許状の所有が原則となっている。

義務教育学校のメリットとしては、

- ① 地域や児童生徒の実態に応じて、学年の区切りや学習の先取り・入れ替えなどの変更を学習指導要領の範囲内で可能となるため、柔軟な教育課程を編成できること
- ② 中学校の教員が小学校5・6年生の外国語、理科、算数を担当するなど、小学校段階においても教科担任制が充実すること
- ③ 学校行事等において、6歳から15歳まで交流活動の幅が9年間に広がること
- ④ 小学校と中学校の段差がなくなり、いわゆる「中1ギャップ」の解消が期待されること

などがあげられる。

一方、デメリットとしては、クラス替えができない規模の義務教育学校では、9年間ほぼ同一の集団で学ぶことになるため、人間関係が崩れてしまった場合の再スタートが難しくなることなどがあげられる。

また、水橋地区における「小・中学校の将来のあり方」説明会においては、

- ① 児童生徒の転出や転入がある場合、学習内容の先取り・入れ替え等の変更による未履修が生じるのではないか
- ② 小学校の最高学年である6年生のリーダーとしての活躍の機会がなくなるのではないか

などの心配するご意見が寄せられていた。

しかしながら、水橋地区において、義務教育学校の設置となれば、義務教育学校のデメリットや心配されていることについては、

- ① 小学校5校、中学校2校をひとつの学校に統合した場合、5年後の令和7年度には25学級となる見込みであり、これは義務教育学校の適正規模であり、メリットを十

分に活かすことができる集団となる

- ② 4・3・2制など、学年の区切りの設定を工夫することで、活躍する機会を増やし、リーダーシップをはぐくんでいく
- ③ 転出や転入の際には、未履修の学習の有無を確認し、個別に対応していくなど義務教育学校の特徴を活かし、子どもたちにとってよりよい統合校とすることができると考えている。

なお、平成30年6月議会において「義務教育学校の導入については考えていない」と答弁していたが、平成30年度当初においては、平成28年の熊本地震を受け、小・中学校の耐震化の推進を最優先としていた。また、児童生徒の減少にともなう小・中学校の将来のあり方の議論が十分になされていなかったことに加え、県内はもとより、県外においても義務教育学校の設置数は少なく、その効果について十分に検証されていない状況であったことから、早急に義務教育学校を設置する時期ではないとしたものである。

しかしながら、今般、水橋地区から小学校5校、中学校2校をひとつの学校とする義務教育学校設立に関する要望書を受け取り、市教育委員会としても、このようにスケールの大きい要望を大変重く受けている。小・中学校合わせた大統合であることから、義務教育学校の設置を有力な候補のひとつとして、水橋地区における魅力ある学校づくりを推進してまいりたいと考えている。

②自由民主党 松井 邦人 議員（9月10日）

（問）本市としてどのような視点で学校再編を進めていくのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）12学級に満たない小規模校においてはリーダーを務める機会や発表する機会が増えるなどのメリットがある一方で、様々な仲間と共に学んだり、切磋琢磨する機会が限られるというデメリットがある。

さらに、小規模の中学校においては、

- ① 音楽における合唱や保健体育におけるバスケットボールなどの集団活動の特性に十分触れることができない
- ② 生徒の人数が限られているため、多様なニーズに応じた部活動を組織することができない
- ③ 全ての教科の専門教員が配置されず、一部の教員が専門以外の教科の授業を担当している

などの現状がある。

これらのことから、本市では未来を担う児童生徒にとってよりよい教育環境を保障していくことを第一に考えて、適正規模となるように学校再編を進めていくべきと考えている。

なお、学校再編にあたっては、各地域の実態を踏まえた上で、

- ① 児童生徒にとって、登下校にかかる時間や通学手段が負担にならないか
- ② 学校や地域の特色をできる限り維持できるか

などあらゆる視点で検討を重ねる必要があると考えている。

(2) コロナ禍における教育・学校等について

①公明党 松尾 茂 議員（9月9日）

(問) 小・中学校において、スクール・サポート・スタッフの人材確保に、地域の力を借りるべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市における新型コロナウイルス感染拡大の影響で、感染予防のための消毒・検温等のさまざまな業務への対応が必要となった。

このような状況の中、文部科学省では、教員が授業や子どもへの個別の指導に専念できるよう、消毒に係る業務や検温、その他新型コロナウイルス感染予防対策などに対応する緊急スクール・サポート・スタッフの予算を計上し、本市の小学校においても、既に配置されていた5名に加え、76名が追加配置された。

本来、スクール・サポート・スタッフの配置は富山県教育委員会が行うが、この追加配置にあたっては、市教育委員会としても、学校や自治振興会、PTAの協力を得て、追加配置76名のうち、58名の候補者を県教育委員会に推薦し、本市の全ての小学校に配置したところである。

また、本市中学校においても、緊急スクール・サポート・スタッフの配置を10月よりスタートさせると県教育委員会より聞いている。

しかしながら、学校の教育活動を理解し、子どもたちのために尽力いただける人材の確保は依然として課題であり、市教育委員会としては、今後も学校を通じて、地域、保護者の力をお借りしながら、人材確保に努めていくと同時に、さらなる人的配置の増員を、中核市教育長会や教育委員会連合会などを通して、国や県に対して強く働きかけてまいりたいと考えている。

(問) 外部人材を積極的に活用した部活動や各種行事等の取り組み方を検討すべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、中学校の部活動指導における専門的な知識技能をもつ外部人材として、部活動指導員を中学校4校に5名、スポーツエキスパートを24校に85名配置している。

その指導の例として、バスケットボール部で一人ひとりの技能を活かした戦術を教える、吹奏楽部で美しい音色を引き出す楽器の演奏の仕方を教えるなど、チームや生徒一人ひとりの技術向上はもとより、教員の多忙化解消の一助にもなっている。

また、各種行事等においては、例えば、

- ① 小学校の「立山登山」において、ナチュラリストから動植物の生態を、山岳ガイドから山の歩き方や危険箇所等を学ぶ
- ② 中学校の「先輩に学ぶ講演会」において、大きな努力を積み重ね、成果を収めている方を講師に招き、体験談や働くことの意義を聞き、将来の夢や希望、あこがれを抱く機会とする

など、外部人材を活かし、充実した教育活動を行っている。

しかしながら、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、外部人材も例年のように活用することはできない状況となっている。

こうした状況を機に、部活動や各種行事が、子どもたちの成長に欠かせない有意義なも

のとなっているかという視点で実施や活動内容について改めて見直し、精選していくとともに、実施するに当たっては有為な外部人材の発掘や有効な活用、連携・協力の在り方について検討してまいりたいと考えている。

(問) 子どもにも教員にも無理のない、安全で安心な持続可能な教育活動を構築しなければならないと考えるが、コロナ禍における教育の持続について、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) コロナ禍においては、安全な教育環境を保ちつつ、学校で感染が確認されても休業は最小限にとどめることによって、未来を担う子どもたちの学びが損なわれなることなく、今行うべき教育が確実になされることが重要であると考えている。

今年度、本市は、10日という県内でも最も短い夏季休業期間としたが、これは授業時数を確保するばかりではなく、子どもたちが楽しみにしている教育的意義の高い行事等を可能な限り実施できるゆとりをもたせるとともに、指導の質を低下させず、子どもたちの健やかな学びを最大限に保障するためである。

なお、文部科学省の通知では、必要な対応を行っても、年度当初に予定していた内容の学習を本年度中に終えることが困難な場合、次年度の学習に組み込むといった教育課程を編成することができるとしている。

しかしながら、市教育委員会としては、本市の児童生徒が進学や進級、場合によっては他県等への転出の際に、不利益とならないよう、できる限り本年度中に当該学年の学習内容を履修できるよう、必要な授業時数を確保し、児童生徒の学びを保障してまいりたいと考えている。

(問) 本市が運営する文化・スポーツ施設においても、電子マネーを導入すべきと考えるが、見解を問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 観覧料や使用料の電子マネーによるキャッシュレス決済については、

- ① 利用者があらかじめ現金を用意する必要がない
- ② 現金に比べ決済に要する時間が短いため、窓口の混雑緩和につながる
- ③ 現金収受に伴うつり銭間違い等のトラブルを回避できる

などのメリットがあると考えている。

このことから本市では、平成27年の北陸新幹線開通やビザ要件の緩和により増加した首都圏や海外などからの観光客等の窓口での利便性の向上を目的として、まずは、一定程度の集客を見込むことが可能で、電子マネー導入に必要なインターネットなどの環境が整った、郷土博物館、佐藤記念美術館、科学博物館、ガラス美術館の4施設において、平成29年3月から、交通系、買物系の電子マネーやクレジットカードでの決済を実施したところである。

また、ガラス美術館においては、本年度中に、スマートフォンを利用したQR決済システムも導入予定である。加えて、社会実験として、先進的な顔認証決済システムを、本年10月から中心市街地などの観光施設や飲食店等、ガラス美術館を含む30の施設や店舗において試験的に導入することとしており、利用者の更なる利便性の向上を図るほか、観覧料等の現金の取り扱いを少なくすることで、新型コロナウイルスの感染リスク

の軽減も期待しているところである。

一方で、キャッシュレス決済の導入に際しては、決済用端末の設置及び決済手数料の新たな費用負担の発生や決済方法の多様化による窓口業務の煩雑化への対応等、課題があるものと考えている。

このため、現在、電子マネーを導入していない文化・スポーツ施設等については、施設の規模や運営形態、利用者のニーズを勘案しつつ検討する必要があると考えており、今後のキャッシュレス決済の普及状況等を注視しながら研究してまいりたいと考えている。

②自由民主党 松井 邦人 議員（9月10日）

(問) 新しい学習指導要領が掲げる「生きる力」を子どもたちに身につけさせるために、どのような資質や能力を育まなければならないと考えているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 新学習指導要領では、「生きる力」を身につけるために、新しい時代に必要となる三つの資質・能力の育成を目指すことが示されている。

- ① 生きて働く「知識・技能」の習得
 - ② 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
 - ③ 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養
- である。

加えて、市教育委員会では、この三つの資質・能力と合わせて、主体性や忍耐力、協調性、さらには、自分自身を肯定的にとらえる自己有用感、そして情報化社会において、得た情報が本当に正しいかどうかを的確に判断して行動しようとする批判的・創造的思考力等、数値では計ることのできない「非認知能力」を同時に高めることが必要であると考えている。

「非認知能力」は、児童生徒が課題をもち、それらを解決していく過程ではぐくまれていくものと考えており、例えば、

- ① 自ら課題を見つけ自力で解決することを通して、主体性をはぐくむ学習活動
 - ② 課題解決に向けて自分の力で最後まで取り組むことを通して、忍耐力をはぐくむ学習活動
 - ③ 仲間と力を合わせて困難を乗り越える活動を通して、協調性をはぐくむ学習活動
- などを繰り返し行うことが大切であると考えている。

(問) 児童生徒の発達段階に応じた教育環境づくりが必要と考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 児童生徒は、発達段階に応じて、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する力や多様性を尊重する態度、互いのよさを生かして協力する力を身につけながら成長していく。その成長をよりよいものとするためには、授業や学校行事等、学校生活の様々な場面で子どもたち同士や教員と学び合うことができる教育環境が必要であると考えている。

このような教育環境にするためには、一定規模の児童生徒数や教員数の確保が必要であり、学校教育法施行規則に示される「小中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準」とする、いわゆる適正規模による学校の整備を進めることが望ましいと考えている。

適正規模の学校においては、

- ① 児童生徒は、クラス替えの機会があり、新たな仲間とのかかわりを築いたり、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うなど、子ども同士の交流が増える
- ② 小学校3年生以上が学ぶ「総合的な学習の時間」においては、クラスの枠を超えたテーマ学習等、探究活動を行うことができる
- ③ 特に、小学校高学年以降においては、児童生徒同士が切磋琢磨し、互いに高め合ったり、自分の目標をもつなどといった向上心が育つなどの利点がある。

市教育委員会としては、本市の児童生徒の発達段階に応じた教育環境づくりを推進するために、適正規模の学校の整備を進めていくことが必要であると考えている。

(問) コロナ禍を経て、学校教育の手法に対する変化が生まれていると考えるが、オンライン学習の可能性について見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) オンライン学習とは、インターネットを利用した学習形態であり、教師と児童生徒が離れた場所においても教えたり教えられたりすることのできるシステムをいう。

オンライン学習には、大きく2つの学習方法があり、ひとつは児童生徒同士や教師と児童生徒が画面上でつながり意見を交換し合う学習、もうひとつは、児童生徒が録画された動画などを視聴しながら進める自主学習である。

本市においては、新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業中に、オンライン学習に取り組むことができるよう授業の動画づくりや、教師と児童生徒が対面してやりとりをするWeb会議システムのマニュアルを作成し、各学校に配付するなどしてきた。新型コロナウイルスの感染に限らず、インフルエンザの集団感染時等、臨時休業の措置をとらざるを得ない場合に備え、各学校では校内においてオンライン学習に関する研修会を行っているところである。

今後、考えられるオンラインを活用した学習方法としては、

- ① 国内や海外、近隣の学校の児童生徒とのオンラインによる交流によって、多様な考えや文化等に触れる機会をつくる
- ② 博物館や美術館、県や市の行政機関等とオンラインでつながり、より専門的な話を聞くことで、学びに深まりを生み出す
- ③ 様々な事情により、登校できない児童生徒に対してオンラインによる学習の機会を提供する

などが考えられ、オンラインのよさを生かした学習のさらなる広がりを期待している。

(問) コロナ禍を経て、改めて学校での生活や授業の役割について見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市では、4月13日から5月31日までを臨時休業期間とし、その間、児童生徒はそれぞれの学習計画に従い、家庭で学習や運動などに取り組んでいたが、5月末からの分散登校を経て6月1日より学校を再開し、児童生徒は新型コロナウイルス感染症対策を取りながら学校生活を送っている。

子どもたちは、学校において学力を身につけるとともに、日々の学校生活や授業を通

じて、

- ① 協調性や思いやりの心、他者を信頼する心をはぐくむ
- ② 自分とは異なる多様な価値観に触れ、自分の考えを見直す
- ③ 仲間と競争する中で、切磋琢磨して自分を高める

④ 学校行事等において、一人ではできないことを仲間と協力しながらやりとげるなどの力を、時には失敗し、時には挫折しながらも、友達や先生に支えられ、努力と工夫を重ねる中で身につけており、子どもたちに、このような力をはぐくむことが、学校の果たす役割である。

(問) 本市の未来を創る子どもたちの教育環境を、地域等との連携という観点から、どのようにしていくべきと考えているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 新学習指導要領においては、それぞれの学校において、社会との連携及び協働による「社会に開かれた教育課程」の実現について述べられており、子どもや学校の抱える課題の解決や未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、PTAや地域の支えが一層必要になってくる。

これまでも本市の小・中学校においては、PTAや学校評議員、自治振興会、教育後援会等と学校が連携し、登下校の見守りや学校行事等、さまざまな場面で地域の方々に学校を支えていただいているところである。

さらに、本市の小・中学校では、今後、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を充実させるために、既存の学校評議員制度を生かして、学校と地域の実情に応じた「コミュニティ・スクール」の導入拡大を考えている。

これまで、コミュニティ・スクールを先行して導入した10校においては、学校・保護者・地域住民がさらに一体化し、子どもを見守る教育環境が醸成されたとの成果が報告されている。

これまでも様々な教育活動で地域の方々に支えられているところであるが、コミュニティ・スクールとなることで、

- ① 学校運営方針や目指す子ども像、子どもたちの実態などを地域住民や保護者代表の委員と共有し、校区の子どもたちのためにどのようなことができるかを具体的に考える
- ② 学校の授業や行事などに多数の教育ボランティアに参加していただき、地域住民に学校に対する関心をもっていただく
- ③ 地域住民との交流を通して、子どもが地域に関心をもち、地域の特色や行事などの理解を深めるなどのことが、より一層充実することが期待される。

市教育委員会としては、今後も地域と一体となって、本市の未来を創る子どもたちの教育環境を整えていきたいと考えている。

③日本共産党 小西 直樹 議員（9月10日）

(問) 小・中学校の就学援助の特例認定について、1学期の認定状況を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 就学援助の認定の可否については、通常は、申請時点の前年度所得をもとに審査しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した世帯については、今年

度に限り、本年4月から6月の世帯収入の状況を考慮した審査を行う特例措置を実施することとしている。

通常の就学援助の1学期の認定状況については、児童生徒数29,887人に対し、申請者数が2,271人、うち認定者数が2,103人であり、児童生徒数に対しての認定率は7.04%である。

また、今回の特例措置にかかる1学期分の申請者数は102人であり、うち認定者数は、現在のところ、45人となる見込みである。

(問) 1学期分は締め切りは8月5日であったが、未申請世帯が遡って申請することはできないのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 就学援助の申請は年間を通じて受け付けているが、書類の審査等に要する時間を考慮し、学期ごとに設けた締切日までに申請され、認定基準を満たした場合には、その学期の初日に遡って、認定している。

今回の特例措置についても、同様に締切日を設け、1学期分は8月5日を締切日としたが、その周知については、7月初旬に、学校から全ての保護者へ案内文を配付するとともに、市ホームページにも掲載していることから、申請にあたり十分な受付期間があったものと考えており、締め切り後の申請について、学期を遡って受け付けることは考えていない。

(問) 市内の小・中学校で学級の児童生徒数が36人以上の学級数を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 令和2年5月1日時点において、児童生徒数が36人以上の学級数は、小学校では全706学級のうち48学級、中学校では全293学級のうち157学級となっている。

(問) 35人以下の学級を実施する場合に必要な教員数を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市内の小・中学校において、すべての学級の児童生徒数を35人以下にした場合、小学校では21学級、中学校では35学級の増となる。

この学級増にともなう必要な教員数としては、小学校では学級担任制であるため、増えた学級の担任数21名と学校規模が大きくなることによる追加配置の教員数を加え、30名程度の増員となる。また、中学校においては教科担任制であることから、1学級増えるごとに、9教科すべての授業時数が増えることとなり、35学級増に対応するためには、70名程度の教員が必要になると考えられる。

概算ではあるが、小・中学校合わせて100名程度の教員数増となる。

(問) コロナ禍を経て、改めて少人数学級の意義について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 6月からの学校再開後、どの学校においても、感染防止のため、子どもたちの机の間隔を少しでも確保し、授業中の密集した状態を避ける工夫をしている。そうした中、一部の多人数学級では、広い特別教室を使用して机の間隔をとったり、1学級を少人数に分散し

て学習を進めている。

少人数学級については、教科や学習内容によっては

① 特別な配慮が必要な児童生徒をはじめ、一人ひとりの児童生徒に対して、よりきめ細かな指導を行うことができる

② 先生と子どもたちのふれあう機会が増える

など、効果が報告されている。

一方、児童生徒の成長にとっては、一定規模の学級人数で、互いの意見を交換しながら学び合ったり、競いながら切磋琢磨することは必要であると認識している。

市教育委員会としては、一定の学級及び学年の人数を確保しつつ、少人数による指導も含め様々な学習形態が展開できるように、引き続き中核市教育長会や教育委員会連合会などを通して、加配教員の継続配置や増員配置を国や県に強く働きかけてまいりたいと考えている。

(問) 緊急スクール・サポート・スタッフの配置状況と業務内容を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 現在の配置状況については、小学校では、これまで配置されていたスクール・サポート・スタッフ5名に加え、76名が緊急スクール・サポート・スタッフとして追加配置されており、市内すべての小学校への配置を完了している。

また、中学校では、これまで配置されていた3校に加え、配置のなかった23校への配置を10月よりスタートさせると富山県教育委員会より聞いている。

緊急スクール・サポート・スタッフの主な業務内容としては、

① パソコン入力事務やプリントの採点、印刷業務などの「教員の補助」

② 消毒に係る業務や検温、その他新型コロナウイルス感染症予防対策などの「養護教諭の補助」

③ 自主学習の監督、放課後補充学習の対応などの「児童生徒の活動補助」

④ 教員の授業のサポートや出張時の補充などの「授業補助」等

が挙げられ、これらの業務は教員の負担軽減につながっていると捉えている。

④公明党 松井 桂将 議員（9月14日）

(問) 小・中学校の教室の換気と児童・生徒らの安全確保のため、開閉する窓への網戸の設置が必要と考えるが、見解を問う。

<学校施設課：事務局長答弁>

(答) 本市の小・中学校への網戸設置については、これまで、虫が頻繁に校舎内に入り込むような場合や、夜間にも使用する機会が多い管理諸室等へ個別に設置してきている。

また、通常の学校配当予算に加え、本年6月補正予算において、新型コロナウイルス感染症予防対策に関する事業費を各小・中学校へ配当し、窓の開放による自然換気を行うにあたり、虫の侵入など支障がある場合には、各学校の実情に応じて網戸を設置できるようにしたところであり、今後とも、安全・安心な学校施設の整備に努めてまいりたいと考えている。

⑤政策フォーラム32 金井 毅俊 議員（9月14日）

（問）教育現場で、うがいは励行しているのか。また、その理由を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

（答）学校において、「新型コロナウイルス感染症」や「インフルエンザ」、「風邪」など感染症を予防することは、教育の場・集団生活の場として望ましい環境を維持するとともに、児童生徒が健康な状態で安心して教育を受けるためにも重要である。

一方、感染症の予防対策については、児童生徒及び教育現場になるべく心理的・身体的な負担をもたらさないよう配慮し、科学的知見に基づいた適切な対策を行うことが重要である。

「うがい」については、日本学校保健会の「学校において予防すべき感染症の解説」及び文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」など、学校保健に関する主要なガイドラインにおいて、感染症の予防対策として触れられていないところである。

また、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」では、「うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されておられません」と記載がある。

このように、国などから感染症の予防対策として、「うがい」が推奨されていないこと、また、「うがい」の感染症への予防効果は、限定的、或いは、明確ではないものと考えられていることから、市教育委員会としては、各学校に対し、「うがい」を勧めることは、行っていないところである。

しかしながら、「うがい」は、一般的な風邪などを予防する効果があるとも言われていることから、一部の小・中学校では、独自に「うがい」の取り組みを行っている。

（問）教育現場では、発熱をした場合の指導方針及び予防策をどのように考えているのか。

おいしい「とやまの水」でのうがいを教育現場で推奨してはどうか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

（答）冬に向けて、「新型コロナウイルス感染症」と「インフルエンザ」の同時流行の可能性が報道されている。

これらの感染症について、市教育委員会としては、現在、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿って、児童生徒等に発熱などの風邪症状がみられる場合には、登校しないことを徹底し、登校後に症状がみられる場合は、安全に帰宅させ、症状がみられなくなるまでは自宅で休養するよう指導している。

また、必要に応じて医療機関への相談や受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をすることとしており、冬に向けて、これまで以上に、きめ細やかに対応してまいりたいと考えている。

次に、「インフルエンザ」や風邪について、学校で必要とされる基本的な感染症対策は、「新型コロナウイルス感染症」と同様と考えられることから、市教育委員会としては、引き続き「手洗い」や「マスクの着用」、「咳エチケット」、「換気」等を状況に応じて適切に行うよう、児童生徒等への指導及び保護者への啓発等に努めてまいりたいと考えている。

また、「とやまの水」でうがいをすることについては、各学校に対し、「うがい」を推奨していないので、ご理解ください。

⑥日本共産党 赤星 ゆかり 議員（9月14日）

（問）全ての児童生徒の給食費を軽減できないか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

（答）本市では、経済的な理由により給食費の支援が必要な世帯について、生活保護や就学援助制度により、給食費相当額を支給しており、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯について、世帯所得の状況を考慮し、就学援助制度の特例認定を行うこととしている。

このように本市では、給食費の支援が必要な世帯に必要な対応を行っているので、全ての児童生徒の給食費を軽減することは、考えていないところである。

⑦社会民主党議員会 東 篤 議員（9月15日）

（問）本市の小・中学校における本年度の健康診断の実施状況を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

（答）児童生徒等の定期の健康診断については、本年3月19日付けの国の通知により、新型コロナウイルス感染症の影響で、実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって法律で定める6月30日までに実施できない場合には、年度末までの間に、可能な限り速やかに実施することとされている。

こうしたことから、各小・中学校では、6月の学校再開後に、新型コロナウイルス感染症の状況を確認しながら、内科や眼科等の学校医や学校歯科医との日程調整など準備を進め、8月上旬から順次、健康診断を開始している。

この実施状況として、例えば、内科健診については、全小・中学校の児童生徒約29,900人のうち、

- ・ 8月末までに21校の約3,600人が健診を終え、進捗率は約12%となっており、今後の実施予定としては、
- ・ 9月末までには68校の約18,600人が終え、進捗率は約62%となる見込みとなっている。
- ・ 10月末までには約93%、11月末までには約98%、

そして、12月上旬までに全ての学校で健診を終えることとしており、他の健診科目についても、12月上旬までに全学校で終了する見込みである。

（問）本市の小・中学校の教職員への健康診断について、本年度の実施状況を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

（答）教職員の定期健康診断についても、本年3月19日付けの国の通知により、やむを得ない事由によって実施できない場合には、その事由のなくなった後、速やかに実施することとされている。

本市においては、例年、教職員の定期健康診断を夏季休業期間中に実施しているが、本年度の夏季休業は、お盆を挟む短期間であり、この期間での実施は出来ないことから、各教職員が都合の良い日程及び会場を選択できるよう8月下旬から開始し、11月下旬までの間に、3会場において延べ13日の健診日を設けて実施していく。

(3) 学校図書館について

① 社会民主党議員会 村石 篤 議員 (9月10日)

(問) 学校司書の欠員が及ぼす影響について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 学校司書については、今年度も昨年度同様54名を採用する予定としていたが、現時点で1名の欠員となっている。

この1名の欠員分を、現在の人員で補っていることから、現在、4校において、予定より少ない配置日数となっている。

しかしながら、学校図書館の運営に関しては、学校司書だけでなく、司書教諭の資格をもつ教諭や図書委員会を担当する教諭なども中心となって図書館の運営を行っており、児童生徒の学校図書館の利用や蔵書の管理などについては、おおむね対応できているものと考えている。

配置日数を確保し、読書活動への支援をしっかりと行うために、引き続き、欠員の補充に努めてまいりたいと考えている。

(問) 令和元年度末の退職者数と令和2年度新規採用者に実務経験者はいるのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 令和元年度末の退職者数は5名である。

また、令和2年度の新規採用者7名のうち、実務経験者は4名である。

(問) 読書活動を積極的に推進していく、よりよい人材を確保するために、収入増となる勤務条件の改善を図る必要性について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 現在の学校司書の勤務条件については、1日5時間勤務で、1時間あたりの報酬単価は997円となっている。

賃金改定は、よりよい人材の確保に繋がる要因の一つであると考えているが、処遇改善は、本市の会計年度任用職員全体との均衡を考慮し、検討していく必要がある。

市教育委員会としては、よりよい人材を確保するため、

- ① 選考時には、本に対する知識や子どもへの思い等、学校司書に求められる資質や適性を十分見極め、採用すること
- ② 採用後は、資質能力向上のための研修等を充実させることで、学校図書館の運営や読書活動等を積極的に推進していく人材を育成することが重要であると考えており、今後も適切な人材確保、配置に努めてまいりたいと考えている。

(問) 小・中学校の臨時休業時においては、学校図書館の活用は行われたのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市小・中学校においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月13日から5月31日までの期間、臨時休業の措置をとった。この間、原則、学校での児童生徒の受け入れを行っておらず、学校図書館も活用していない。

しかしながら、家庭の事情等によりやむを得ず、児童生徒を受け入れた学校では、学

校図書館のスペースや本を利用する場合もあった。

(問) 新聞を購読していない家庭数について把握しているのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 各学校では、それぞれの家庭が新聞を購読しているのか、していないのかについては、学校が必要としない情報のため、把握していない。

(問) 新聞は中学校図書館に2紙は配備することが必要だと考えるが、現状と見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市全ての中学校では、新聞を図書館または、教室前廊下等、生徒が手に取れるところに配備している。そのうち2紙以上の新聞を配備しているのは、26校中23校である。

2紙以上の新聞を配備することは、新聞を比べ読みして、同じ出来事であっても、その取り上げ方や解釈等に違いがあることに気づいたり、現代社会の諸課題を多面的・多角的に捉え、公正に判断する力を身に付けることにつながると考えている。

また、図書館等に新聞を配備するだけでなく、新聞の活用の仕方を実際の授業に取り入れ、中学生が新聞を有効に活用して学びを深めていくことも大切だと考えている。

(問) 新聞を授業等で活用し、児童生徒の情報収集力や発信力をはぐくむことが必要だと考えるが、どのように新聞を活用した授業を行っているのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 小・中学校において新聞を活用した授業として、例えば、

- ① 本市の魅力を取り上げた記事や先進的なまちづくりに関する記事等を集め、持続可能な本市の未来の姿をプランニングする総合的な学習の時間の授業
- ② オリンピック・パラリンピックに関する記事を整理し、スポーツの特徴やよさを分析し、その素晴らしさを伝え合う保健体育の授業
- ③ 「世界から見た日本」というテーマで、人口や産業、世界との結びつきの視点から、これからの日本社会の在り方について、自分の考えの根拠となる新聞記事を使って発表する社会科の授業

などを行っている。

このように、新聞を活用した授業を繰り返し行うことにより、子どもたちは、情報を収集する力や整理・分析する力、表現する力等が身についていくものと考えている。

(問) 読書することと学力との相関関係について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 読書することと学力との相関関係は、一概には言えないが、一つの指標として、平成31年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査を分析したところ、全国、本市ともに、

- ① 小・中学校において「読書は好き」と回答している児童生徒の方が、そうではない児童生徒に比べて教科の平均正答率が高い
- ② 小学校において「学校の授業時間以外に普段、1日当たり30分以上読書をする」と回答している児童の方が、1日当たりの読書時間が30分未満の児童に比べ

て教科の平均正答率が高い
という傾向が見られる。

(問) 各学校では、読書時間を確保するためにどのような工夫を行っているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 各学校では、読書時間を確保するために、

- ① 朝読書や昼読書等、全校一斉に読書を行う時間を時間割に設定する
- ② 学校司書や地域のボランティアの協力を得て読み聞かせを行うなどの工夫を行っている。

また、児童生徒が自主的に休み時間や家庭で読書に親しむために、

- ① 各教科の学習と関連のある図書コーナーを学級やワークスペースに設置し、児童生徒がすぐに本を手にとることができるような環境を整える
- ② 学級で定期的に学校図書館に出向き、読みたい本を借りる時間を確保する
- ③ 児童会や生徒会が主体となり、お薦めの本の紹介や読書に関するクイズ放送、読書スタンプラリー等を実施するなどの取り組みも行っている。

(問) 子どもたちの確かな学力や豊かな人間性の育成のためにも、より一層の学校司書の職務の充実や学校図書館の整備が必要だと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市においては、学校司書の専門性を高めるため、学校司書研修を年間5回、新規採用者においては、それに加えて3回の初任者研修を実施しており、読み聞かせやブックトーク等の方法、読書週間の進め方等を学ぶ機会を設けている。

こうした研鑽を積んだ上で、学校司書は、

- ① 国語の授業において、担任とのチームティーチングで、図書館の利用の仕方や読書の意義を指導するとともに、社会科や理科等の学習で活用できる資料や図鑑を紹介し、子どもたちの「調べ学習」のサポートをする
- ② 小・中学校における図書委員会の活動においては、図書委員が他の子どもたちに対して、読書の楽しさを広めるためのアドバイスをするなどを行っている。

また、学校図書館の整備については、かつて、毀損・汚損のあった古い図書を大量に処分し、その後、計画的に今の時代にマッチした内容の図書の充実を図ってきたところであり、学校図書館図書標準に示されている蔵書冊数を、全小・中学校で維持しながら、蔵書の入れ替えを毎年進めている。

各学校においては学校司書を中心に、

- ① 子どもの発達の段階や興味・関心に対応した本や学童期に読むことで豊かな情操をはぐくむことのできる本等、多様なジャンルの本をバランスよく配備するよう、図書の選定をする
- ② 各教科で学習している内容に関する図書や資料のコーナーを図書館の中に設け、子どもたちの学びを支援するなど、子どもたちの読書や学習の環境づくりに努めている。

(4) 教員の勤務時間について

①自由民主党 松井 邦人 議員 (9月10日)

(問) 教員の超過勤務時間の削減に対する取り組みの現状と課題を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会としては、子どもと向き合う時間を確保するための教員の働き方改革は喫緊の課題であり、これまでも、様々な取り組みを行ってきた。具体的には、

- ① 校務支援システムの導入による、出席簿や通知表、指導要録等の作成にかかる事務の簡素化
- ② 勤務時間外における電話に対しての自動音声ガイダンス導入
- ③ スクールロイヤーや部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の活用

などが挙げられる。

また、各学校では、

- ① 学校行事の見直し
- ② 職員会議の議題の精選や、作品応募の削減

など、それぞれのねらいを考慮し、その成果が得られるよう、必要に応じて保護者等とも相談しながら改善に取り組んできた。

これらの取り組みにより、教職員の時間外勤務にかかる時間数はこれまでよりも減少してきている。特に令和元年度は、県教育委員会が配置すべき臨時的任用講師の必要数の配置がなかったことから、年度当初35名もの未配置がおこり、その影響として、教職員の業務負担が年間を通して増加していた。そうした状況ではあるが、教職員一人あたりの1か月の時間外勤務時間の平均は、

- ① 小学校では50時間22分、前年度より5時間38分の減少
 - ② 中学校では57時間29分、前年度より7時間58分の減少
- となっている。

しかしながら、時間外勤務時間を、文部科学省がガイドラインで示した、月45時間、年360時間以内とするためには、現状からさらに、

- ① 小学校では、月20時間以上
- ② 中学校では、月27時間以上

削減する必要がある。こうした状況の中、一方で、道徳の教科化や外国語科の新設に伴う授業時数の増加、プログラミング教育の実施など、学校の業務は拡大しており、月45時間、年360時間の実現には、現状のままでは、かなり困難であると考えている。

また、学校別にみると、令和元年度当初の臨時的任用講師の未配置が複数名発生した学校では、一部教員の1か月の平均時間外勤務時間が100時間を超えることもあるなど、学校ごとの課題が残されている。

市教育委員会としては、文部科学省のガイドラインの遵守を目指し、「富山市立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する規則」を定め、令和2年4月より施行したところであり、今後も、研修の一層のスリム化や学校行事の精選を進めながら、少しでも本ガイドラインの実効性を高めていけるよう、工夫や努力を重ねてまいりたいと考えている。

しかしながら、教員の超過勤務時間を削減するためには、教員の増員しかないという考

えに変わりはなく、今後も中核市教育長会や教育委員会連合会などを通して、引き続き国や県に対して強く働きかけてまいりたいと考えている。

(5) 危機管理について

①自由民主党 柞山 数男 議員 (9月9日)

(問) 婦中地域化学工場の火災対応について、当日の教育委員会の対応と課題、その改善策について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会が富山西警察署より第一報を受けたのは、午前6時5分であり、富山西署からの連絡により、速やかに工場近隣の速星中学校、速星小学校、鶴坂小学校の校長に対して火災及び異臭の発生を伝えた。また、現場付近の状況や児童生徒の登校状況等を確認するために、市教育委員会の職員を現場に派遣するとともに、周辺の学校である朝日小学校にも連絡した。

工場に隣接する速星中学校、速星小学校については、火災発生現場に近い工場北側及び異臭が漂う工場の風下に当たる住宅地付近の児童生徒の登校を遅らせることを、また、工場よりやや離れた鶴坂小学校については、教職員を登校指導に当たらせることを、午前6時40分以降、順次指示した。

さらに、午前7時20分に風向きの変化等に伴い、工場西側の朝日小学校でも異臭が確認されたことから、同校の児童についても登校を遅らせた。

今回の事案については、児童生徒への被害等は報告されていないが、一方で、警察から連絡のあった学校以外の地域においても風向き等の関係で異臭が確認されており、当初予想される範囲を超えて、時々刻々と変化する状況に応じて、いかにして幅広く情報収集して対応していくかが課題とされる場所である。

市教育委員会としては、今後、今回と同じような工場火災等の事案が発生した場合には、

- ① 周辺の学校や関係部局及び地域等と連携し、火災場所や最新の状況、風向き等について正確な情報を得る
- ② 近隣の学校のみならず、状況に応じて周辺の学校にも連絡するなど、児童生徒の安全確保のための連絡体制を整え、より一層、迅速かつ適切に対応するよう努めてまいりたいと考えている。

(6) 慰霊碑の今後について

①自由民主党 江西 照康 議員 (9月10日)

(問) 熊野小学校、太田小学校の学校敷地内にある慰霊碑について、それぞれどのように認識しているのか。

<学校施設課：事務局長答弁>

(答) 熊野小学校敷地内にある慰霊碑については、学校グラウンド東側に隣接するものだが、児童が立ち入りできないように、本市でフェンスを設置し、グラウンドからは分離した状態となっている。

また、太田小学校敷地内にある慰霊碑等については、敷地内に点在していた4つの石碑

を、平成9年の学校プール建設時に一部工事の支障となったため、学校の教育活動への影響がほとんどない学校敷地南側へ移設し、児童が周辺へ近づくことがない状態となっている。

いずれにしても、それぞれ老朽化が進んでいることから、状況を注視しつつ、今後の管理や安全対策等について、現在、管理しておられる各地区の遺族会とも相談すべきものと考えている。

(問) 現在の状態を踏まえ、児童に対してどのような安全指導をしているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 敷地内に慰霊碑等がある熊野小学校、太田小学校においては、フェンスを設置したり、1箇所に移設するなど安全対策を行うとともに、日ごろから児童に対しては周辺で遊ばない、登らないなど指導している。

なお、管理はそれぞれの地区の遺族会が行っているが、老朽化が進んでいることから、担当職員等が定期的に設置状況等を確認し、倒壊等の恐れがあるときは速やかに学校施設課に報告し、それを受けて対応することとしており、児童の安全確保に努めている。

企画展

東南アジア のやきものの

令和2年

10月3日(土)

→ 11月29日(日)

会期中無休

開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

観覧料 大人210円 高校生以下は無料

主催 富山市教育委員会(富山市佐藤記念美術館)

富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)
TEL.(076)432-9031 FAX.(076)432-9080



平成28年度に当館に寄贈いただきました敢木丁^{かむらでん}コレクションを中心に、館蔵の優品をまじえて、ベトナム・タイ・カンボジア・ミャンマーなど東南アジアの陶器全般を俯瞰的に展示します。あまり目にすることが少ない、この地域のやきものの魅力にふれていただく機会となれば幸いです。